

議案第 9 2 号

大牟田市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

大牟田市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例

(大牟田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

第 1 条 大牟田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 1 5 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 7 条第 1 項」を「、第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付する。

第 4 条を第 7 条とし、第 3 条中「前条」を「第 2 条から第 4 条まで」に改め、同条を第 6 条とし、第 2 条の次に次の 3 条を加える。

第 3 条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第 4 条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第 1 項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提

供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で当該各条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合
- (2) 第3条又は前条の規定により任期を定めて採用する職員又は短時間勤務職員を3年を超えて業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために特に必要であると任命権者が認める場合

（大牟田市職員の勤務等に関する条例の一部改正）

第2条 大牟田市職員の勤務等に関する条例（平成7年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「採用された職員」を「採用された短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

6 大牟田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年条例第5号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付条例短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、38時間45分未満の時間とする。

第3条及び第4条第2項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び任期付条例短時間勤務職員」に改める。

（大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 大牟田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「職員（以下「任期付短時間勤務職員」を「短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）並びに大牟田市一般

職の任期付職員の採用に関する条例（平成１５年条例第５号）第４条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付条例短時間勤務職員」に、「又は第５項」を「、第５項又は第６項」に改める。

第１０条の５第１項中「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 第９条及び第１０条の２の規定は、任期付短時間勤務職員及び任期付条例短時間勤務職員には適用しない。

第１３条第３項中「任期付短時間勤務職員」の次に「、任期付条例短時間勤務職員」を加える。

（大牟田市単純な労務に従事する職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条 大牟田市単純な労務に従事する職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第４条の６第３項中「、前条」を削り、「職員」を「短時間勤務職員及び大牟田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成１５年条例第５号）第４条の規定により採用された短時間勤務職員」に改める。

（大牟田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第５条 大牟田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１２条の２第３項中「、第４条の２」を削り、「職員」を「短時間勤務職員及び大牟田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成１５年条例第５号）第４条の規定により採用された短時間勤務職員」に改める。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

短時間勤務職員の任期を定めた採用等を行うため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。